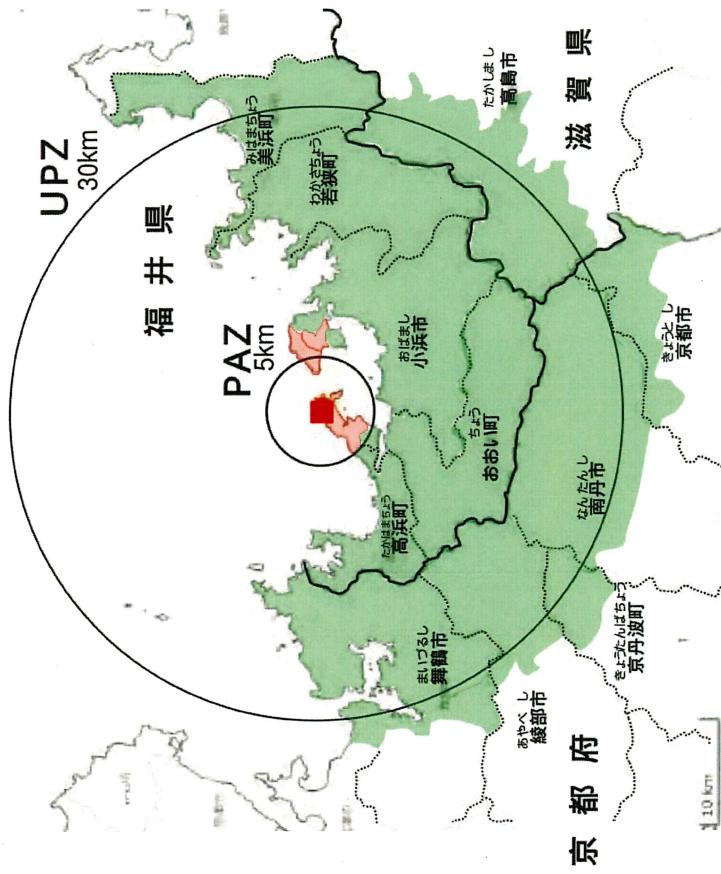


更新弁論 2023/6/1

避難計画の問題点、

大飯原発広域避難計画の問題点

- ▶ UPZ(約30キロ)内
 - ▶ 舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都府民
 - ▶ 15万9000人中、8万5000人が京都府民

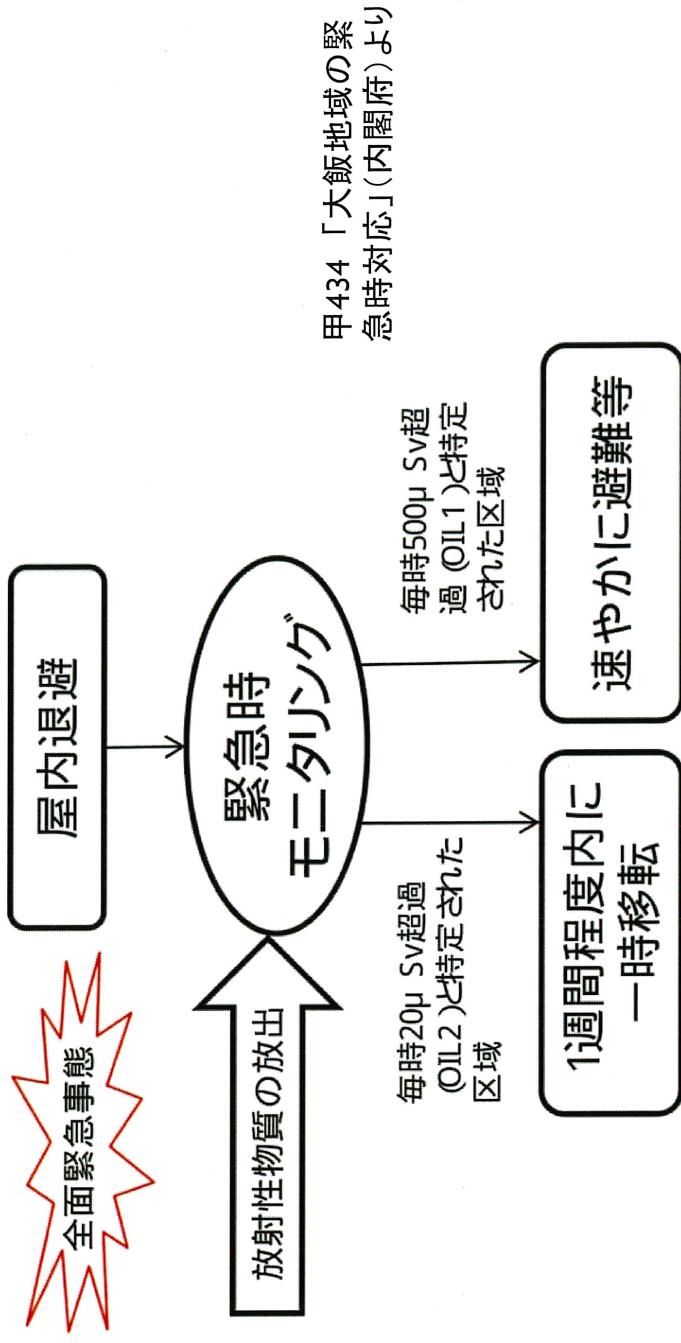


甲434 「大飯地域の緊急時対応」(内閣府)より

大飯原発事故避難計画の問題点

- ▶ UPZでは、全面緊急事態でもまずは「屋内退避」
 - ▶ 現実的か？

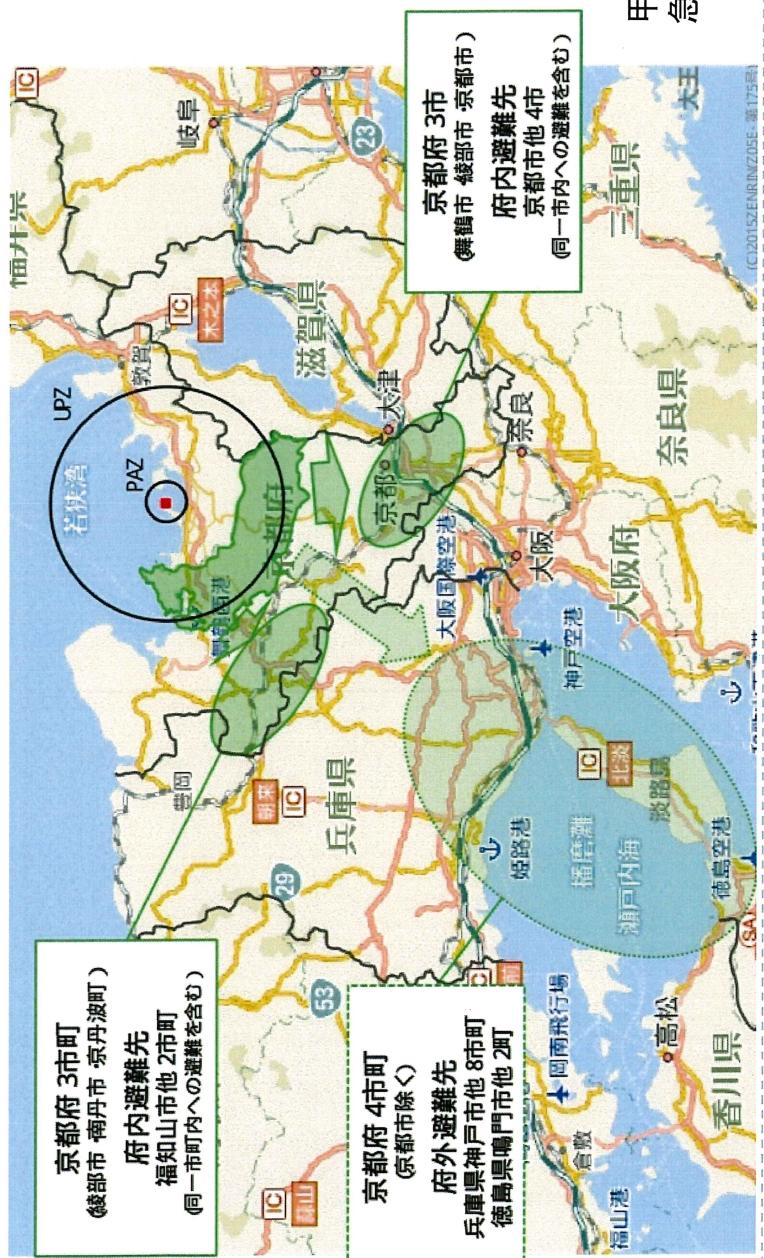
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



大飯原発広域避難計画の問題点

▶ バスによる避難

- ▶ 必要なバスの台数1417台…京都府北部だけでは確保困難
- ▶ 舞鶴市 協定で確定されている舞鶴市内のバス台数79台
- ▶ 避難対象7万9354人／乗車定員数3694人



大飯原発事故による避難問題の問題点



甲434 「大飯地域の緊急時対応」(内閣府)より

asahi.comより

2023/6/1

弁護士 大河原 壽貴

我が国における原子力発電所の規制基準において、国際的には標準とされている第5層の防護が無視されていることについての問題点が指摘されました。東京電力福島第一原発事故前はもちろん、事故後に策定された新規制基準においても、シビアアクシデントの際に放出される放射性物質への対策、住民の防護や避難計画は、原子炉施設の許認可の条件とはされず、事業者である電力会社や国は、その責務を放棄しています。そして、実際の避難計画の策定や、住民の防護や安全対策は、自治体任せにされてしまっているのです。

原告らは、第6準備書面において、避難計画の不備について総論的に述べた上で、舞鶴市（第17準備書面）、綾部市（第22準備書面）、南丹市（第25準備書面）、宮津市（第28準備書面）、京都市（第36準備書面）と、京都府内の自治体ごとの原子力災害住民避難計画や、大飯原発の再稼働時に定められた広域避難計画（第27、第48準備書面）について、その内容を検討し、論じてきました。また、第73準備書面では、それらの避難計画の不備についての主張をまとめて論じています。

しかしながら、そもそも、これら、原子力災害住民避難計画を定め、広域避難計画の対象とされている自治体が限られているのは、国が定めた原子力災害対策指針に従って、原発から5キロ圏内をPAZ、約30キロ圏内をUPZと定め、その範囲に含まれる自治体、その中に居住する住民のみが対象とされているためです。しかしながら、原子力発電所で重大事故が発生し、放射性物質が放出された場合、その被害は、決して同心円状に広がるものでもなければ、ましてや30キロメートルの範囲にとどまるようなものではありません。東京電力福島第一原発事故の際、実際に全域に避難指示が出された飯舘村は、原発から30キロメートルを超えて、概ね50キロメートル圏内に位置しています。このこと一つをとっても、この避難計画が福島第一原発事故の被害の実相を踏まえたものではなく、住民の健康や安全を守ることのできないものだと言わなければなりません。

広域避難計画について、その内容を具体的に見ていきますと、この計画では、福井県、滋賀県、京都府の3府県の住民約15万9000人が避難の対象となっています。京都府内では、舞鶴市、綾部市、京丹波町、南丹市、京都市に住む約8万5000人が対象となっています。対象となる住民の半数を超える方が京都府内に住んでいるのです。とりわけ、舞鶴市は3万7868世帯、7万9354人と市民の大半が避難の対象とされています。この中には本訴訟の原告となっている方も多数含まれています。

具体的には、大飯原発において重大事故が発生した場合、UPZでは、まず住民に対する屋内退避の指示が出されます。その後、緊急モニタリングの結果に基づいて、避

難の指示が出されることになります。つまり、避難指示が出るまでの間、住民は、自分の家の中や近くの建物の中で、屋内退避を続けることになるのです。さらには、避難計画が想定している場面は、原発が損傷するほどの大きな地震が起き、目の前で原発事故が進行している場面です。住民に対して屋内退避をさせ続けることが果たして現実的なのでしょうか。福島第一原発事故後の状況を見ても、事故が報じられた後ただちに、多くの住民が自家用車で避難を開始しています。原発事故、そして放射性物質による被害を考えれば極めて当然の対応です。屋内退避指示は、放射性物質が飛んでくるのを家の中で待てというようなものです。これがいかに不合理で、住民の安全や健康に対して無責任なことであるかは明らかです。

次に、住民らに避難指示がなされると、対象となる住民は一時集合場所に集まり、それぞれ指定された避難先へバス等で避難することとされています。バスでの移動については、移動手段のない住民に対する受け皿を確保するという意味でならまだしも、住民の大半を対象として、原則としてバスで移動するという避難計画自体、明らかに無理があります。福島第一原発事故では、多くの住民が原発事故発生後ただちに自家用車での避難を開始しています。原発事故を目の前にして、逃げるなというのが無理なのです。

そして、移動手段であるバスの確保について、広域避難計画では、必要車両台数を1417台と想定し、京都府内バス会社保有車両が2298台に対する要請で確保するとしています。しかしながら、京都府内のバス会社がそれだけの台数を保有しているとしても、そのすべてが舞鶴市ないし京都府中部・北部地域にあるわけではありません。なお、舞鶴市との協定で、緊急時の住民避難の協力が約束されている舞鶴市内の事業者のバス台数はわずか79台、タクシーなどを合わせても乗車定員数は3694人のみにとどまります。京都府内でバス会社が保有している車両は、京都市内をはじめとする京都府南部地域に集中しています。その場合、京都府南部地域から放射性物質が放出しているUPZ内に向かってバスを移動させなければならないこととなります。従業員を極めて危険な状態にさらすような業務について民間会社が要請を受諾するのか、乗務する従業員に対して業務を命じることができるのか、この点は極めて重大な問題点と言わなければなりません。

そして、広域避難計画は、地震や津波などの自然災害の発生と原発の過酷事故が同時に発生することを一応想定したものとされていますが、その対応は全くできていません。地震や津波などの自然災害によって道路が使用できないという問題は、半島や沿岸部、中山間地域はもとより、避難計画全般に影響が及びます。高速道路は大きな地震が発生した場合、原則として通行止めとされますし、一般道路についても、地震による寸断や通行止めなどが当然に想定されることとなります。さらに、道路の寸断による交通途絶や通行止めは、地震や津波に限らず、台風や大雨などの自然災害や土

砂災害でも起こりうるもので、実際に、この間、南丹市美山町や京丹波町の京都縦貫道などで、現に起こっています。

広域避難計画では、広域避難を行う場合の、避難先への経路が設定されています。しかしながら、舞鶴市や綾部市などから避難する場合、国道27号線や舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道など、もっとも主要な道路が通行できなくなつた場合、住民の避難が極めて困難になることは明らかです。そして、道路が使用できなくなる状況は、決して地震による通行止めに限られません。京都府北部地域では、冬は雪の問題もあります。しかしながら、避難計画では、除雪についてはあくまで国や自治体、高速道路会社の除雪計画任せにされています。この間、福井県内で大規模な雪害が発生し、北陸自動車道は通行止め、国道8号線など主要国道も長時間にわたって通行できない状況が毎年のように発生しています。当然ながら、福井県や各市町、国土交通省や高速道路会社は、その除雪計画に従って除雪作業を行ったにもかかわらず、その除雪能力を超えて雪が降ったのです。この点について、「情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応」とするとされていますが、そこで行うのはあくまで「調整」であって、そもそも除雪能力の拡充がなされなければ意味がありません。避難計画が、国や自治体、高速道路会社の除雪計画任せにしているのは極めて無責任な対応です。

原発の再稼働にあたって、避難計画の不備が指摘されているのは、決して大飯原発だけではありません。この点について、2021（令和3）年3月18日の水戸地裁判決について、第81準備書面で詳細に論じています。水戸地裁は、東海第二原発の差止請求に対し、「避難計画に関する事項をもっぱら防災の問題と位置づけた結果として、実現可能な避難計画の策定及びこれを実行し得る体制が整わず、深層防護の第5の防護レベルが欠け又は不十分な状況の下でも、発電用原子炉の運転を開始し得るとすれば、周辺住民に対し、人格権侵害の具体的危険を生じさせるもの」と判示しました。その上で、水戸地裁は、東海第二原発に関する避難計画を具体的に検討し、「PAZ及びUPZ内の住民である原告らについては、深層防護の第5の防護レベルに欠けるところがあり、人格権侵害の具体的危険性があると認められる」として、差し止めを認めたのです。水戸地裁が具体的に検討し、深層防護の第5の防護レベルに欠けるとされた各自治体の避難計画と、上述した京都府内の各自治体の避難計画、大飯地域の広域避難計画において、そこに大きな違いはありません。大飯原発における各避難計画についても、住民らの人格権を侵害するものであることは明らかなのです。

そもそも、原発において過酷事故が発生した場合に、すべての住民を安全に避難させるなどということは到底困難なことであって、このような無理のある避難計画を策定しなければならないところに最大の問題があります。原発を稼働させず、速やかに廃炉にさせていくこそが住民の安全を確保する唯一の道であって、大飯原発を含めあらゆる原発の運転をただちに中止することを求めます。